

2018 年 10 月 9 日
第 1 回東京都アルコール健康障害対策推進計画策定委員会
熊谷直樹（中部総合精神保健福祉センター所長）

都立の精神保健福祉センターにおけるアルコール問題関連の主な事業について

1. 都立の精神保健福祉センター(3 か所)

- （設置根拠）精神保健福祉法第 6 条、精神保健福祉センターに関する都の条例
- （主要事業）精神保健福祉に関する、相談（複雑困難なもの）、普及啓発、人材育成、技術援助、組織育成、調査研究、通所訓練、アウトリーチ、短期宿泊（中部のみ）、精神医療審査会事務・精神障害者保健福祉手帳等判定（3 所共管）
- 担当地域

区部西部（港・新宿・品川・目黒・大田・世田谷・渋谷・中野・杉並・練馬の各区）	区部東部（千代田・中央・文京・台東・墨田・江東・豊島・北・荒川・板橋・足立・葛飾・江戸川の各区）、島しょ地域	多摩地域
中部総合精神保健福祉センター	精神保健福祉センター	多摩総合精神保健福祉センター

以下、精神保健福祉センターを「センター」と略す。

2. 精神保健福祉相談

国の定めたセンター運営要領において、アルコール問題は特定相談のテーマの一つとされている。

各センターとも下記を実施

- 電話相談：「こころの電話相談」

月曜日～金曜日（年末年始、祝祭日を除く）9:00～17:00

- 面接相談

電話相談を行ったうえで、相談者の希望と必要に応じて所内で実施

- アルコール依存症等家族教室：（所により「家族講座」と呼ぶ場合もある）

面接相談に基づき相談者の希望と必要に応じて参加

主な内容：依存症（概要・医療・回復） 家族の対応 家族の回復 借金や法律問題 AA 等回復者や先行く家族からのメッセージ

*ギャンブル等他の依存問題を合併する例も珍しくなく、依存対象によらず同じグループで行うこともある。

3. 人材育成

- 研修

対象：保健所・区市町村、医療機関、障害福祉サービス等の関係機関職員

関係機関の所在に応じて、区部と多摩に分かれて下記の研修を実施（名称は異なる場合がある）

- ・精神保健福祉基礎研修：「依存症」に関する講義でアルコール問題を概説
- ・依存症を主題とした研修：アルコール依存症について詳細に論及

- 教育

精神保健福祉士養成校学生を実習生として受入れ、精神保健福祉相談についても体験。

4. 普及啓発

- リーフレット

「アルコールのはなし」（本人向け、家族・関係者向け の 2 種を作成）

『依存症』についてもっと知ろう」

- ホームページ

上記の相談や研修に関する情報、上記リーフレットをダウンロード用に掲載

5. その他

- 保健所等関係機関への技術援助：アルコール問題のある対応困難事例に関する専門的助言、アルコール等依存症に関する講演会への講師の派遣や紹介等

- 民間組織育成：アルコール依存症者の自助団体の研修への講師派遣等

- アルコール問題を伴う精神障害者の保健所等と連携したアウトリーチ

など、他の事業でもアルコール関連問題に対応している。